

議案第3号

飯能市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

飯能市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和44年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1 顧問弁護士の項を削り、同表保育所嘱託医、障害児通園施設嘱託医、教育センター嘱託医、学校医及び学校歯科医の項中「350,000円」を「450,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月22日提出

飯能市長 新井重治

飯能市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正後			改正前		
別表第1 (第2条関係)			別表第1 (第2条関係)		
区分	報酬の額		区分	報酬の額	
	支給区分	金額		支給区分	金額
省略			省略		
期日前投票所の投票立会人	省略		期日前投票所の投票立会人	省略	
生活保護嘱託医	省略		顧問弁護士	月額	95,000円
省略			生活保護嘱託医	省略	
省略			省略		
保育所嘱託医、障害児通園施設嘱託医、教育センター嘱託医、学校医及び学校歯科医	年額	450,000円 を超えない範囲 内において規則 で定める額	保育所嘱託医、障害児通園施設嘱託医、教育センター嘱託医、学校医及び学校歯科医	年額	350,000円 を超えない範囲 内において規則 で定める額
省略			省略		
備考 省略			備考 省略		